

韓国知的財産ニュース 2026年5月前期

(No. 553)

発行年月日：2026年7月3日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律一部改正法律案(議案番号:2218815)

関係機関の動き

- 2-1 知的財産(IP)マイスタープログラム、5月6日より受付開始
- 2-2 革新的な新薬の国際的な挑戦、知的財産が支えます
- 2-3 韓国知識財産処と7つの地域の酒類企業が「知的財産による地域経済活性化」の広報活動を推進
- 2-4 「5月は発明の月」、全国各地で発明のブームが高まっている
- 2-5 K-フードの「おいしい特許」、10年間で4万6000件の出願…健康機能食品が「主流」に
- 2-6 韓国知識財産処、半導体企業と競争力強化に向けた懇談会を開催
- 2-7 韓国知識財産処、AI時代に向けた「適切な特許出願ガイド」作成に向け、現場での意見交換を開始
- 2-8 韓国知識財産処、半導体製造装置・部品企業と連携し知的財産(IP)の競争力強化に乗り出す
- 2-9 韓国知識財産処、(株)ポスコホールディングスと二次電池産業の競争力強化策を協議
- 2-10 経済の不透明感が解消…2025年の産業財産権出願が「急増」
- 2-11 標準特許の専門家を育成！韓国知識財産処、2026年に標準特許専門家養成教育を実施

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁、海外通販で模倣疑いのある化粧品に対し安全検査を実施

- 3-2 韓国知識財産委員会、模倣品への対応を本格化…産学研の専門家と実態診断・解決策の模索に乗り出す

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 韓国知識財産処、子ども向け知的財産体験施設を開設

その他一般

- 5-1 特許審査もタイミングが重要。便利になった審査猶予制度をぜひ活用してみてください！

法律、制度関連

1-1 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律一部改正法律案(議案番号:2218815)

議案立法(2024.4.17.)

不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律一部改正法律案

議案番号:2218815

提案日:2026年5月6日

提案者:キム・ミエ議員、他9人

提案理由及び主要内容

現行法は、不正競争行為の類型のうち、経済的価値を有する他人の技術的・営業上のアイデアが含まれる情報を、自己または第三者の営業上の利益のために不正に使用したり、他人に提供して使用させたりする行為について、故意性が認められる場合には、損害額の5倍の範囲内で賠償額を定めることができるようにすることで、懲罰賠償制度を導入している。

しかし、最近では故意性が認められる様々な種類の不正競争行為が発生しているにもかかわらず、懲罰賠償における責任の適用を特定の種類の不正競争行為に限定することは、追加的な賠償責任を課すことで悪質な不正競争行為の発生を未然に防止するという現行制度の導入趣旨に合致しない可能性があるという意見がある。

そこで、懲罰賠償における責任の範囲を、故意と認められるすべての不正競争行為に拡大し、現行制度をさらに強化することで、多様な形態の悪質な不正競争行為を防止し、健全な取引秩序を確立することを目的としている(案 第14条の2第6項)。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の2第6項中、「第2条第1号又目の行為」を「不正競争行為」に改める。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布の日から起算して6か月を経過した日から施行する。

第2条(損害賠償責任に関する適用例)第14条の2第6項の改正規定は、この法律の施行後に発生する違反行為から適用する。

関係機関の動き

2-1 知的財産(IP)マイスタープログラム、5月6日より受付開始

韓国知識財産処(2026.5.6.)

- 「第16期知的財産(IP)マイスタープログラム」参加者募集(5月7日～28日) -
- 特性化高校・マイスター高校の生徒を対象に最終選定された60チームに特許出願を支援 -

企業が産業現場で直面する問題に対し、実業系高校(特性化高校・マイスター高校)の生徒たちが斬新な改善策を直接提案し、特許出願や事業化のプロセスまで経験できる教育プログラムが始まる。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、韓国教育部(チェ・ギョジン長官)・中小ベンチャー企業部(ハン・ソンスク長官)と共同で、5月7日(木)～5月28日(木)まで、実業系高校(特性化高校・マイスター高校)の生徒に対し、知的財産の創出および活用プロセスを支援する「第16期知的財産(IP)マイスタープログラム*」の参加者を募集すると発表した。

* 特性化高校・マイスター高校の生徒が、改善案の提案から高度化、権利化、試作品製作、技術移転に至るまでの全ての過程を直接体験できる支援事業(2011年～)

参加を希望する特性化高校・マイスター高校の生徒は、2～3人でチームを組み、発明教育ポータル(www.ip-edu.net)にアイデア提案書を提出すればよい。

応募分野は、①生活の中のあらゆる分野の改善案を提案する「自由課題」、②企業が産業現場で解決したい問題の改善案を提案する顧客ニーズの問題解決型「テーマ課題」など、合計4つの分野*に分けて受け付ける。特にテーマ課題には、大手企業**および公的企業・中堅・中小企業35社が参加し、生徒たちと共に産業現場の問題を解決していく予定だ。

* 応募分野:自由課題、テーマ課題、専門教科課題、協力企業課題

** LG エレクトロニクス、ポスコフューチャーMが初参加(2026年)

応募された改善案の中から、知的財産専門家や課題提案企業などによる審査を経て60チームを最終選定し、選抜された60チームの提案については、特許出願が可能となるよう弁理士の助言が提供される。その後、10月の最終成果発表で賞の等級が決定され、試作品製作、知的財産権の取得および技術移転などのフォローアップ支援(10～12月)が行われる。最高賞である教育部長官賞を受賞した2チームには、海外研修の機会も与えられる。

このプログラムにより、これまでに合計 15 回にわたり寄せられた 15,673 件の改善案のうち、887 件が特許出願(登録 618 件)され、産業現場に即座に適用可能な 164 件については、当該特許を必要とする企業への技術移転が行われるなど、有意義な成果を上げている。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「生徒たちのひらめきに満ちた創造力が、産業現場の革新につながるよう支援していく」とし、「今回のプログラムが、未来の韓国を牽引する生徒たちにとって、挑戦と成長の機会となることを願っている」と述べた。

なお、詳細については発明教育ポータル(www.ip-edu.net)の公告文で確認でき、韓国発明振興会(☎02-3459-2771)まで問い合わせればよい。

2-2 革新的な新薬の国際的な挑戦、知的財産が支えます

韓国知識財産処(2026.5.7.)

- 韓国知識財産処、革新的な創薬の研究開発を行う企業「リーガケムバイオ」を訪問 -

【関連する国政課題】

28. 世界をリードする NEXT 戦略技術の育成

32. 医療 AI・製薬・バイオヘルス強国の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月7日(木)14時、革新的な専門企業であるリーガケムバイオ(大田広域市儒城区)を訪問し、創薬分野における知的財産競争力の強化に向けた懇談会を開催すると発表した。

今回の訪問は、韓国国内企業が革新的な創薬候補物質をグローバル製薬会社に技術輸出することで世界市場へと進出する中、韓国企業が基盤技術をもとに主導的な地位を確保できる知的財産戦略の策定を支援するために企画された。

リーガケムバイオは、創薬開発力と免疫抗がん分野の専門性を基に、合成創薬と抗体薬物複合体(ADC)*の開発に注力している。ヤンセン(米国)、福星製薬(中国)、小野薬品工業(日本)などのグローバル製薬企業に多数の創薬候補物質をライセンスアウトしており、米国・欧州・日本・中国などの主要国での特許も保有している。

* Antibody-Drug Conjugates: 抗体の特異的な選択性と化学療法の高い治療効果を組み合わせた治療薬

今回の懇談会では、韓国知識財産処とリーガケムバイオが、医薬品および ADC の特許要件の判断基準、化学薬物と抗体を結合させるリンカー設計に関するプラットフォーム技術の発明の特許権確保戦略、韓国国内外の審査動向などについて、深い議論を行う予定だ。

韓国知識財産処のイ・ホジョ化学生命審査局長は、「革新的な創薬は莫大な投資と長い研究期間が支えるべき分野であるだけに、強力な特許権の確保が企業の競争力の基盤となる」とし、「グローバル市場に挑戦する韓国の革新的な創薬企業が、知的財産を足掛かりとして確固たる競争優位性を確保できるよう、産業界と継続的にコミュニケーションを図っていく」と述べた。

2-3 韓国知識財産処と 7 つの地域の酒類企業が「知的財産による地域経済活性化」の広報活動を推進

韓国知識財産処 (2026.5.7.)

- デソン醸造(株)、(株)クムボク酒、(株)ボヘ醸造、(株)ソンヤン焼酎、(株)ムハク、(株)忠北(チュンブク)焼酎、(株)漢拏山(ハルラサン) -
- 韓国知識財産処 × 7 つの地域の酒類企業と「知的財産で地域経済に活力を」 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月の「発明の月」および第61回発明の日(2026.5.19.)を迎え、地域を代表する酒類企業7社と連携し、知的財産による地域経済の活性化をPRすると発表した。

今回の広報活動は、生活に密着したメディアである「焼酎瓶のラベル」を活用し、地域住民に知的財産政策を身近に伝えることを目的に企画された。協業には、▲デソン醸造(株)(プサン)▲(株)クムボク酒(テグ・キョンブク)▲ボヘ醸造(株)(クァンジュ・チョンナム)▲(株)ソンヤン焼酎(テジョン・セジョン・チュンナム)▲(株)ムハク(ウルサン・キョンナム)▲(株)忠北焼酎(チュンブク)▲(株)漢拏山(チェジュド)が参加する。

5月から全国の飲食店やスーパーなどで流通する当該焼酎ボトルのラベルには、「知的財産で地域経済に活力を」というスローガンが記載される。これは、地域固有の資産である知的財産を保護・育成することで、知的財産を活用して地域経済に実質的な活力を吹き込みたいという意志が込められている。

* 企業ごとの生産スケジュールにより、流通日程は変動する

ラベルには、全国で運営されている「地域知的財産センター(RIPC)」のホームページ*に直接リンクするQRコードを掲載し、政策受益者の利便性を高めた。地域知的財産センターは、地域の

中小企業や小規模事業者を対象に、知的財産権に関する総合相談、知的財産支援事業の実施、起業予定者のアイデア相談、関連機関との事業連携など、地域経済の発展に向けた1ON1のサービスを提供している。詳細な案内は、地域知的財産センターの代表番号(☎ 1661-1900)で受けられる。

* <https://pms.ripc.org/www/>

今後、韓国知識財産処は YouTube、Instagram、Facebook などによるオンラインイベントを実施し、政策の実感度を高める予定だ。また、知的財産を保有する地域企業と協業できる接点を継続的に設け、知的財産に対する国民の認識を高めていく方針だ。

韓国知識財産処のチョン・デスン報道官は、「今回の広報活動は、韓国知識財産処と地域企業が共生し、地域ブランドの価値を再発見できる事例になると期待される」とし、「地域の知的財産が地域経済活性化の原動力となるよう、多角的な広報活動を継続していく」と述べた。

2-4 「5月は発明の月」、全国各地で発明のブームが高まっている

韓国知識財産処(2026.5.11.)

- 韓国知識財産処、第61回「発明の日」契機に国民参加型の発明文化広報を推進 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、第61回「発明の日」*(5月19日)を迎え、5月の1ヶ月間を「発明の月」として運営し、発明と知的財産の価値を国民に広めるための発明文化の普及に向けた広報を推進すると発表した。

* 世界で初めて測雨器を発明した日(1441年5月19日)を記念して、1957年に指定された国家記念日

「発明の月」は、発明の日を含む5月の1ヶ月間、国民の創意と挑戦精神を広め、発明と知的財産に対する社会的関心を高めるために実施される。今年、韓国知識財産処の発足後、初めて迎える「発明の日」であるという点で大きな意味を持つ。韓国知識財産処は、「誰もが発明家である国、夢が実現する大韓民国」というスローガンのもと、発明を国家の革新と未来の成長の中核的な原動力として広めていく計画だ。

韓国知識財産処は、今年の「発明の月」を単なる記念イベントにとどまらず、国民が発明と知的財産の価値を日常生活の中で実感し、参加できる全国規模の発明文化普及期間として運営する予定だ。このため、関係省庁・自治体・関連機関などと協力し、多様なオンライン・オフラインの広報活動や国民参加プログラムを連携して推進する。

「発明の月」の期間中は、学生・青少年・児童など多様な層が参加できるプログラムも全国各地で相次いで開催される。5 月中には、学生発明コンテスト、青年を対象とした知的財産トークショー、児童向け発明・創造教育など、様々なイベント*が各地域で開催され、発明と知的財産が学校・地域社会・産業現場へと広がっていくよう、国民との接点を広げていく予定だ。

* 慶尚北道(キョンサンブクト)学生科学発明品コンテスト(5 月 12 日、ポハン・慶尚北道教育庁科学院)、オンライン知的財産トークショー(5 月 14 日、大邱・慶北大学)、子ども発明創造教室(5 月中に、大田・韓国知識財産処発明人の殿堂)など

また、5 月 19 日にはソウル COEX マゴクで第 61 回「発明の日」記念式典が開催される。当日のイベントでは、「発明の日」功労者の表彰、今年「発明王」の証書授与、優秀発明品の展示などで、発明家の成果を称え、発明文化の普及に向けた機運を高めていく予定だ。

韓国知識財産処キム・ヨンソ処長は、「AI の時代においては、技術を活用する専門性と同様に、新たな問題を発見し、創造的に解決する力が国家競争力の中核である」とし、「5 月の『発明の月』を契機に、国民誰もが日常生活の中でより身近に発明を実感できるよう、政策的な取り組みを続けていく」と述べた。

2-5 K-フードの「おいしい特許」、10 年間で 4 万 6000 件の出願…健康機能食品が「主流」に 韓国知識財産処(2026.5.11.)

- 健康機能食品、出願割合(17.5%)および成長率(年率 14.27%増)の両方で 1 位 -
- 製パン(年率 5.99%増)および K-ソース(年間 4.82%増)の出願も目覚ましい成長-
- 一般技術の出願とは異なり、個人・中小企業による出願が 72.4%と大半を占めている -

(健康機能食品) 韓国食品研究院は、済州島に生息する海藻「ノルペ (イシゲ・フォリアセア)」を活用し、うつ病およびストレスの改善効果を解明して、食品特許を取得した。

(製パン) 中小企業 A 社は、米の精米時の副産物である米ぬかと大豆タンパク質を活用し、小麦粉を使用しない植物性カステラの製造技術で特許を取得した。

(K-ソース) 農業会社法人 B 社は、唐辛子粉の代わりにパプリカと麴を使用し、外国人向けのコチュジャンソースの製造技術について特許を取得した。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、直近 10 年間(2016~2025 年)に食品分野の特許が合計 46,436 件出願され、特に直近 3 年間は毎年 5,000 件以上が出願され、活況を呈していると明らかにした。これは、韓国国内外で広がっている K-フードブームが特許出願にも反映されたものとみられる。特に健康機能食品は、出願割合(17.5%)と成長率(年平均 14.27%増)の両方で 1 位となり、健康に対する高い関心を示した。

＜ 健康機能食品、出願割合(17.5%)と成長率(年平均 14.27%増)の両方で 1 位 ＞

健康機能食品は、直近 10 年間で合計 8,126 件が出願され、食品分野全体の出願の 17.5%を占め、最も高い割合となった。また、成長傾向を見ると、2016 年の 351 件から 2025 年には 1,166 件へと 3.3 倍に増加し、年平均 14.27%に達する高い増加率を示した。

最近では、健康への関心の高まりにより、タンパク質・ビタミンなどの栄養素の供給にとどまらず、抗酸化、血液循環の改善、血糖値の調節など、多様な機能性を持つ健康機能食品の出願が拡大する傾向にある。「抗酸化・免疫力向上」技術が 2,113 件で最も多く、次いで「消化の健康」(729 件)、「認知機能・睡眠改善」(467 件)が続いた。

また、健康機能食品を構成する主要素材別に見ると、植物性原料(3,634 件)が最も大きな割合を占めており、プロバイオティクス(642 件)がそれに続いた。特に植物性原料のうち、高麗人参・紅参が 426 件で最多を記録したが、これは紅参が健康機能食品市場で相当な割合*を占めているという市場動向と軌を一にするものと見られる。

* 2024 年健康機能食品品目別売上高 1 位:紅参 40,131 億ウォン、2024 年健康機能食品品目別輸出額 1 位:紅参 821 億ウォン(出典:機能性農食品資源情報サービス、食品安全情報院)

＜ 製パン(年率 5.99%増)および K-ソース(年率 4.82%増)、年平均増加率でそれぞれ 2 位、3 位 ＞

製パンや「K-ソース」に代表される調味料分野の成長も目立つ。製パン関連の特許出願は、2016 年の 237 件から 2025 年には 400 件へと、年平均 5.99%の増加率となっており、パンの人気を技術的に裏付けている。カロリーを抑えた無糖パンやグルテンフリーのパンなど、味と健康を両立させるための技術が出願されている。

また、ソース類(例:トッピングソース)は、2016年の311件から2025年には475件へと、年平均4.82%の成長率となり、K-フードの味を支えている。特に、コチュジャンやテンジャンなどの伝統的な醬類をベースに、世界市場の嗜好に合わせたオーダーメイドのソースおよび調味技術が出願されていることが把握されている。こうした技術的な取り組みが土台となり、最近ではソース類の輸出額が過去最高*を更新するなど、実質的な成果につながっていると分析される。

*2025年のソース類輸出額(増加率):411.9百万ドル(4.6%増)(出典:農林畜産食品部)

〈 一般技術の出願とは異なり、個人・中小企業の出願が72.4%と大多数を占める 〉

食品分野の出願を出願人の類型別にみると、個人(18,032件、38.8%)、中小企業(15,606件、33.6%)が全体の72.4%を占め、続いて大学・研究機関(5,448件、11.7%)、外国(2,913件、6.3%)、大手企業(1,411件、3.0%)の順となった。一般的に企業中心に特許出願*が行われるのと比較すると、食品特許出願においては個人の割合が際立っている。これは、食品分野が比較的参入しやすく、調理法など日常的な発想に基づいた出願が活発であるためとみられる。

* 出願人タイプ別の特許出願全体に占める割合(2025年):中小企業 25.4% > 大手企業 22.9% > 外国 19.7% > 個人 13.8% > 大学 8.4% > 公共機関 4.8% の順

一方、出願件数が最も多かったのは、公共機関である農村振興庁(569件)と韓国食品研究院(503件)がそれぞれ1位と2位を占め、大手企業のCJ第一製糖(397件)がそれに続いた。出願人タイプ別の出願件数は個人・中小企業が多いものの、体系的な研究開発に基づく大規模な技術確保は、公共機関と大手企業が主導していると分析される。

韓国知識財産処のヤン・ジェソク特許審査企画局長は、「K-フードが世界の人々の味覚や市場の変化に合わせて絶えず進化するにつれ、特許出願も増加している」とし、「韓国国民と企業の『おいしいアイデア』が、韓国国内はもちろん海外でも知的財産権として安定的に保護されるよう、積極的に支援していく」と述べた。

2-6 韓国知識財産処、半導体企業と競争力強化に向けた懇談会を開催

韓国知識財産処(2026.5.12.)

- 韓国知識財産処、半導体企業と競争力強化に向けた懇談会を開催 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月12日(火)15時30分、韓国半導体産業協会(京畿道城南市)を訪問し、半導体産業界の課題について意見を聴取するとともに、韓国の半導体企業の国際競争力強化に向けた知的財産権政策の方向性について議論すると発表した。

今回の懇談会は、国際的な半導体覇権争いが激化する中、韓国半導体企業の特許確保・活用、知的財産データの活用支援、海外特許紛争の現状共有など、韓国半導体産業の圧倒的な優位性を維持するための知的財産面での競争力強化策を議論するために設けられた。

半導体をめぐる技術覇権争いで先行するためには、韓国企業の研究開発の成果が高付加価値の特許として資産化され、国家・企業の競争力を強化する上で中核的な役割を果たすことが何よりも重要である。韓国知識財産処は、「知的財産・研究開発(IP-R&D)戦略支援事業」などを活用し、韓国企業の知的財産に基づく技術競争力の強化に努めている。

また、半導体企業が知的財産データを活用して国際的な技術動向を把握できるよう、知的財産情報活用サービス(KIPRISplus)を提供しているだけでなく、海外の知的財産権紛争の現状なども提供し、半導体企業が国際的な特許紛争に備えられるよう支援している。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は、「半導体分野における国際的な覇権争いの鍵は、知的財産の確保にかかっている」とし、「知的財産の創出、先制的な紛争対応、産業界との緊密なコミュニケーションチャンネルの構築をすることで、韓国企業の圧倒的な競争優位性の維持を支援していく」と述べた。

2-7 韓国知識財産処、AI時代に向けた「適切な特許出願ガイド」作成に向け、現場での意見交換を開始

韓国知識財産処(2026.5.13.)

- 韓国知的財産協会(KINPA)との現場訪問懇談会を開催(5月13日) -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月13日(水)14時、韓国知識財産協会(KINPA、ソウル中区)を訪問し、知的財産政策および審査制度の改善に向けた「現場での意見交換会」を開催すると発表した。今回の意見交換は、韓国国内主要企業の知的財産専門家からの意見を聴取し、特許審査政策およびサービスに関する改善点を洗い出すために設けられた。

韓国知識財産処は、最近急成長している国際的な人工知能 (AI) 市場の状況を考慮し、現在準備中の「AI を活用した発明に関する出願ガイドライン」を紹介する予定だ。同ガイドラインでは、特許法上の発明者となり得るのは人間のみであることを明確にした。また、AI を活用する場合でも、発明の過程において人間が技術的な問題を設定し、成果物を選択・検証するなど、人間が具体的かつ実質的に寄与しなければならないという原則を明記しており、特許出願時に留意すべき事項も盛り込まれている。

韓国知識財産処は、今回の現場での意見交換で議論された内容を基に、出願ガイドラインを補完し、今年上半期中に配布する計画だ。併せて、米国・日本など海外の主要国とも、関連制度の調和を図るため、継続的な議論を進めていく方針である。このほかにも、韓国企業の迅速な権利確保のための超高速審査制度、訂正審判制度の改善案など、企業の競争力を高めるための主要政策も共有し、特許審査の政策・制度・サービスに関する不便な点についても意見を聴取する予定だ。

韓国知識財産処のヤン・ジェソク特許審査企画局長は、「AI はもはや単なるツールにとどまらず、産業の構造を変える中核的な原動力である」とし、「現場の専門家たちの意見を十分に反映させ、AI 時代にふさわしい適切な特許出願案内書を作成する」と述べた。

2-8 韓国知識財産処、半導体製造装置・部品企業と連携し知的財産 (IP) の競争力強化に乗り出す

韓国知識財産処 (2026.4.18.)

- 半導体製造装置・部品の知的財産 (IP) 協議体の発足および懇談会の開催 (5 月 13 日) -

【関連する国政課題】 30. 主力産業の革新による 4 大製造強国の実現

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン 処長) は、5 月 13 日 (水) 14 時、政府大田庁舎 (大田市西区) にて、半導体エコシステムの中心軸である製造装置・部品分野の企業の知的財産 (IP) 競争力強化のため、産業界および研究界の専門家で構成される「半導体製造装置・部品知的財産 (IP) 協議体」を発足させると発表した。

同協議体は、最近、半導体製造装置・部品分野における特許紛争や技術流出事件がメディアで頻繁に報じられている中、韓国の半導体製造装置・部品企業が知的財産を活用することで国際競争力を確保し、さらに成長できる環境を整備するために発足することとなった。

懇談会には、ウォンイク IPS、ジュソンエンジニアリング、ジェスコなど半導体製造装置・部品企業 15 社をはじめ、韓国機械研究院など合計 17 の企業・機関が参加する。懇談会において、韓国知識財産処は半導体分野の支援政策を紹介し、半導体分野における特許紛争および技術流出の現状を共有する予定だ。

併せて、企業から知的財産関連の問題点などに関する意見を聴取する計画である。また、今後協議体で半導体製造装置・部品分野に関する特許動向分析結果の共有、現場訪問し新技術教育の支援など、相互協力策についても継続的に議論する。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は、「今後も半導体製造装置・部品企業と緊密に連携し、現場で必要とされる知的財産(IP)政策を策定し、企業の技術保護と紛争対応専門性を強化していく」とし、「今回発足する協議体に対し、韓国国内の半導体製造装置・部品企業の皆様からの多大な関心と積極的な参加をお願いしたい」と述べた。

2-9 韓国知識財産処、(株)ポスコホールディングスと二次電池産業の競争力強化策を協議

韓国知識財産処(2026.5.14.)

- 全固体電池など次世代電池分野における知的財産支援策の模索 -

【関連する国政課題】

- 28. 世界をリードする NEXT 戦略技術の育成、
- 30. 主力産業の革新による 4 大製造強国の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月14日(木)14時、二次電池素材企業である(株)ポスコホールディングス(ソウル市江南区)を訪問し、現場の声を聴取すると発表した。

最近、中東戦争による原油高の状況が続いていることに伴い、電気自動車の需要に対する期待感が高まる一方で、全固体電池などの次世代電池技術に対する市場の主導権競争も加速して

いる。今回の現場訪問は、こうした産業環境の中で、鉱物の確保から正極材・負極材、次世代電池素材、廃電池のリサイクルに至るまで一貫したバリューチェーンを構築した(株)ポスコホールディングスと共に、二次電池分野に対する知的財産支援策を模索するために企画された。

今回の訪問で、韓国知識財産処は全固体電池産業に関する特許の観点からの分析結果を共有し、二次電池分野の特許要件の判断基準、韓国知識財産処による二次電池産業分野への支援策などを紹介する予定だ。株式会社ポスコホールディングスは、自社の最近の特許出願事例を発表し、二次電池産業現場からの多様な意見を伝える計画だ。

韓国知識財産処のイ・ホジョ化学生命審査局長は、「二次電池素材は K-バッテリーの国際競争力の基盤であり、次世代バッテリー時代に向けて必ず先行して確保すべき分野だ」とし、「迫り来る市場の変化の中で、韓国企業が知的財産を足掛かりとして市場をリードしていけるよう、今後も積極的に支援していく」と述べた。

2-10 経済の不透明感が解消…2025 年の産業財産権出願が「急増」

韓国知識財産処(2026.5.14.)

- 2025 年、産業財産権の特許・商標・意匠の全ての分野で出願が増加 -
- 2025 年下半期、特許出願が+9.3%、商標出願が+7.3%、意匠出願が+4.1%と大幅に増加 -
- 新規出願者による特許(+18.5%)、商標(+9.2%)の出願活動が拡大 -

2025 年の産業財産権の出願件数は、特許・商標・意匠のすべての部門で前年比増加し、本格的な成長傾向を示したことが分かった。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2025 年の産業財産権出願動向を分析(韓国知的財産研究院が実施)した結果、下半期を中心に特許・商標・意匠のすべての部門で前年比出願が増加し、特に産業財産権の出願を初めて行う企業・個人など(以下「新規出願人」という)による出願が拡大したと明らかにした。

2025 年の特許出願は 260,797 件、商標出願は 324,926 件、意匠出願は 60,935 件で、前年比でそれぞれ 5.9%、2.8%、1.6%増加した。特に 2025 年下半期の特許出願は 151,475 件、商標

出願は 172,511 件、意匠出願は 32,867 件で、前年同期比でそれぞれ 9.3%、7.3%、4.1%増加しており、2025 年の出願増加は下半期の出願増加の影響が大きかったと分析される。

また、新規出願人による 2025 年下半期の特許出願は 23,735 件で前年同期比 18.5%増、商標出願は 68,759 件で前年同期比 9.2%増となるなど、特許および商標分野において新規出願人が活発に出願活動を行っていることが分かった。

1. 新規出願人の活動増加、K-ビューティーおよびベンチャー・起業活動との関連

商標分野では、K-ビューティー産業の成長に伴い、2025 年の化粧品(第 03 類:洗浄剤および化粧用品製剤)関連の新規出願人による出願が最も高い増加率(+41.3%)となった。特に中小企業・個人・外国人を中心に出願が増加したが、これはインディーズブランド*が K-ビューティーの輸出成長において重要な役割**を果たしている点と関連していると分析される。外国人の場合、韓国の K-ビューティー市場が国際的なトレンドを牽引しているだけに、同市場へ戦略的に参入しているものとみられる。

* インディーズブランド:大手企業や大手流通網に属さず、独立して運営されるブランド

** 「グローバルな勢力図を変える K-ビューティーの力」、サムイル PwC 経営研究院、2025.10.

また、特許分野では、2025 年に電子商取引(49.0%、前年比+2.6%ポイント)、ゲーム(45.6%、前年比+0.7%ポイント)、医療(38.6%、前年比+5.5%ポイント)など、創業やベンチャー投資が活発な分野を中心に、新規出願人の割合が増加していることが分かった。新規出願者の出願割合は2024年まで減少していたが、2025年に増加傾向に転じた(14.7%、前年比+0.7ポイント)。これは、技術基盤の創業企業数の増加(221,063 社、前年比 2.9%増)、全ての創業に占める技術基盤創業の割合の拡大(19.5%、前年比+1.3ポイント)、ベンチャー投資額の増加(13.6兆ウォン、前年比 14.0%増)など、最近の創業・投資動向*とも関連があると分析される。

* ベンチャー投資動向(中小企業庁、2026.2.13.)および創業企業動向(中小企業庁、2026.2.26.)

2. 経済政策の不確実性の緩和が商標・意匠出願に与える影響

韓国知識財産処は、2025 年下半期の出願増加の原因を分析するため、経済政策不確実性指数*(Economic Policy Uncertainty Index、EPU Index)を用いて、経済の不確実性が産業財産権の出願に及ぼす影響に関する分析も実施した。

* 主要新聞記事において「経済」、「政策」、「不確実性」に関連するキーワードが同時に出現する頻度を集計して算出する指標(OECD、IMF、日本銀行なども活用)

分析の結果、2025 年上半期に上昇していた EPU 指数が下半期に低下したことに伴い、上半期に鈍化していた韓国国民の商標および意匠出願活動が回復する傾向が見られた。これは、ベンチャー・起業関連の指標においても 2025 年下半期に改善の兆しが見られることとも一致している。

また、EPU 指数の変動は商標・意匠の出願活動に約 2 ヶ月先行すると分析されたが、これは経済の不確実性の緩和が企業・個人などの市場参入意欲に影響を与え、今後、商標・意匠の出願増加につながる可能性があることを示唆している。ただし、特許の場合、EPU 指数との統計的有意性は確認されなかった。

一方、韓国知識財産処は、最近、生成 AI を活用した産業財産権の出願*も徐々に増加すると予想しており、これによる統計的信頼性の低下、行政手続きの遅延、審査負担の増加の可能性などについて綿密に検討・分析し、対策を講じる計画だ。

* 生成型人工知能(AI)を活用する過程で、単にアイデアを提示し、その結果物をそのまま出願するだけでは発明者として認められない

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「今回の分析を通じて、経済の不確実性が出願に影響を及ぼしている点と、K-ビューティー・電子商取引・ゲーム・医療分野において新規出願者の参加が拡大していることを確認した」とし、「こうした動向を継続的に点検し、経済活動に不可欠な知的財産権の確保に向けて積極的な支援を惜しまない」と述べた。

一方、「25 年国内産業財産権出願の動向および主な特徴に関する報告書」は、韓国知的財産研究院のウェブサイト*から誰でもダウンロードできる。

*韓国知的財産研究院のウェブサイト(kiip.re.kr) > 研究 > 刊行資料 > 特許統計センター刊行物 > 統計イシューレポートから誰でもダウンロード

2-11 標準特許の専門家を育成！韓国知識財産処、2026 年に標準特許専門家養成教育を実施

韓国知識財産処(2026.5.15.)

- 産・学・研、弁理士などを対象とした標準特許専門教育への参加活動を運営 -
- 標準特許の概要、標準化の手続きから活用戦略まで、需要者に合わせた教育課程を構成 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月15日(金)10時10分、韓国知的財産センター(ソウル市江南区)にて、国際的な技術覇権競争の中核である標準特許分野において、理論と実務能力を兼ね備えた専門人材を育成するため、「2026年上半期の標準特許専門家養成教育」を実施すると発表した。

「標準特許専門家養成教育」は、産・学・研の実務者および弁理士を対象に、基礎から応用までを網羅したオーダーメイド型の教育課程として行われる。基礎段階では標準特許の概念および標準化手続きを、応用段階では標準特許の分析および明細書作成戦略、活用および使用契約(Licensing)戦略をテーマに、各分野の専門弁理士が教育を行う。

特に今年は、積極行政の一環として、教育運営に現場の意見を反映させた。昨年の修了生を対象に希望する教育課程を調査した結果、現場からの要望が多かった標準特許の分析および明細書作成、ならびにライセンス戦略に関する内容を、深層教育課程として編成した。韓国知識財産処は今後も、需要者中心の教育運営のため、受講者の多様な意見を反映させて教育課程を運営していく計画だ。

標準特許専門家養成教育は、上半期・下半期にわたり合計2回実施され、下半期の研修は10月～11月中に実施される予定だ。標準特許に関心のある産・学・研の実務者および弁理士は、誰でも研修に参加することができる。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「標準特許は、6G やロボットなど、未来の先端産業における主導権を確保するための国家の中核資産である」とし、「優れた能力を備えた標準特許専門家養成教育を、政策的に積極的に支援していく」と述べた。

一方、研修の申込方法および日程は標準特許ポータル*で確認でき、詳細については韓国特許戦略開発院(02-3287-4334)へ問い合わせればよい。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁、海外通販で模倣疑いのある化粧品に対し安全検査を実施

韓国知識財産処 (2026.5.12.)

- 海外オンライン市場で販売される化粧品の検査 (2025 年) 1,080 件 → (2026 年) 1,200 件へ拡大
- K-コスメの知的財産権保護、模倣品による消費者および企業の被害防止に向けた協力

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、海外のオンライン市場で化粧品の海外通販が増加*していることを受け、食品医薬品安全処(オ・ユギョン処長)、関税庁(イ・ミヨング庁長)などと官民合同で、消費者の安全を確保し、K ブランドの信頼度を維持するため、海外通販で購入した化粧品の検査を実施すると発表した。

* 化粧品の海外通販購入によるオンライン購入額(億ウォン): (2021) 2,566、(2022) 2,675、(2023) 3,172、(2024) 3,712、(2025) 4,217 (KOSIS)

** 海外オンラインにおける K ブランドの偽化粧品差し止め件数: (2023) 16,774、(2024) 23,494、(2025) 36,116 (韓国知識財産処)

食品医薬品安全処は、2024 年から実施してきた海外通販化粧品に対する安全検査を、昨年の 1,080 件から今年は 1,200 件規模に拡大*する予定だ。今回の検査は、模倣品であると疑われる化粧品を含め、①情報収集 ②購入 ③検査および判定 ④措置の段階を経て行われ、政府と民間**が協力して実施する。

* 海外通販購入検査の現状: (2024) 110 件 → (2025) 1,080 件 → (2026) 1,200 件

** 大韓化粧品協会、韓国知的財産保護院、貿易関連知的財産権保護協会、KATRI 試験研究院

これは、昨年、国務総理が主宰した第 6 回国家政策調整会議 (2025.11.27.) で発表された「K-ビューティーの安全性・品質競争力強化策」の一環として、世界的に大きな人気を集めている K-化粧品*の知的財産権を保護し、偽化粧品**の流通による企業や消費者の被害を予防するため、今年は模倣品の疑いがある化粧品を検査対象に含めたものである。

* 輸出額(増加率): (2023) 84.6 億ドル → (2024) 101.8 億ドル (+20.3%) → (2025) 114.3 億ドル (+12.3%)

** 世界全体で韓国企業の知的財産権を侵害する模倣品の規模は 97 億ドル(約 11 兆ウォン)であり、税関の差押え額の基準で化粧品が占める割合は 10%で、電子製品、繊維・衣類に次いで 3 位の水準である(OECD、2024)

検査の結果、健康被害の懸念が確認された海外通販で購入する化粧品については、韓国国内への持ち込み・販売が行われないよう通関を保留するとともに、当該オンライン市場および放送通信審議委員会により、販売サイトを遮断する措置を講じる予定である。

また、消費者に注意を呼びかけるため、食品医薬品安全処の公式サイト*に検査結果を公開するとともに、被害企業に対しては「K-ブランド紛争対応戦略事業」と連携し、海外販売業者に対する現地での対応(行政・刑事取り締まり、民事・刑事訴訟など)を支援する計画だ。

3-2 韓国知識財産委員会、模倣品への対応を本格化…産学研の専門家と実態診断・解決策の模索に乗り出す

韓国知識財産処(2026.5.13.)

大統領直属の国家知識財産委員会(委員長 イ・グァンヒョン、以下「知財委」)は、5月13日(水)14時30分、韓国プレスセンターのククファホール(ソウル中区)にて、イ・チュンム知識財産戦略企画団長の主宰により、「ミートゥー(Me-too)製品の実態把握および対応策を議論するための専門家懇談会」を開催すると発表した。

* ミートゥー(Me-too)製品:商標権まで盗用するいわゆる「模倣品(偽物)」とは異なり、自社ブランド名をそのまま使用して法的責任を回避し、先駆的な製品の認知度に便乗する製品

最近、K-フードや K-ビューティー企業の売上実績が過去最高を更新するなど、韓国製品の国際的な認知度が急上昇している。しかし、こうした人気に便乗したミートゥー製品が相次いで登場したことで、オリジナル製品の市場寿命が短縮され、オリジナル企業の新製品 R&D 投資の回収が事実上困難になるなど、企業の製品革新へのインセンティブが低下し、短期的な価格競争中心の市場構造へと変質するという問題も生じている。

* 2025年のK-フード輸出額は136.2億ドル(前年比21.9%増)、K-ビューティーは114億ドル(前年比12.3%増)

** コンビニの人気商品の平均寿命:22ヶ月 → 4ヶ月へと短縮(BGFリテール 2024年業界レビュー)

今回の懇談会は、最近の K-ブランドの国際的な地位の拡大に伴い急増している「ミートゥー製品」の問題について、企業の現場における被害実態を聴取し、実効性のある対応策を議論するために、知識財産委員会の主管により開催された。懇談会には、知識財産委員会、知識財産処、韓国著作権委員会、韓国食品産業協会、韓国フランチャイズ産業協会、韓国知的財産協会、

韓国知的財産研究院、知的財産専門の教授・裁判官・弁護士など、政府・産業界・法曹界・学界の産学研専門家 25 名が出席し、活発な討論を行う予定だ。

発表は、①チャン・ソウ記者(韓国経済新聞)による「取材現場から見た模倣品紛争の実態および提言」、②イ・ボギョク弁理士(特許法人クエンジャン)による「模倣品被害の実態および最近の判例動向」、③ ナ・ジョンガプ教授(延世大学法科大学院)による「韓国法における商品形態の模倣に関する法律の紹介」の順で行われ、続いて知的財産戦略企画団長の司会のもと、実効性のある対応策を策定するための自由討論が行われる。

[取材現場から見た模倣品紛争の実態および提言 - 韓国経済新聞 チャン・ソウ記者]

チャン・ソウ記者は、取材現場で目撃した食品・ファッション・美容業界の模倣品事例を様々な視覚資料を用いて説明し、製品の模倣の深刻さを伝え、知的財産権の保護に対する社会的警戒心の必要性を提起する。

[模倣品被害の実態および最近の判例動向 - 特許法人クエンジャンのイ・ボギョク弁理士]

特許法人クエンジャンのイ・ボギョク弁理士は、模倣品に関する最近の判例動向など、裁判所の判断基準を紹介しつつ、企業の初期段階における権利および証拠の確保、侵害時の差止請求など、実質的な予防策と段階的な対応戦略について詳しく解説する予定だ。

[韓国法における商品形態の模倣に関する法律の紹介 - 延世大学法科大学院 ナ・ジョンガプ教授]

ナ・ジョンガプ教授は、韓国の商品形態の模倣を保護する法体系を分析し、商標法や不正競争防止法など現行制度の限界や立法上の空白事例を指摘しつつ、公正な市場秩序の確立に向けた法・制度の改善方向を提案する予定だ。

今回の懇談会は、知財委が新たに策定した「知的財産の主要懸案に対する迅速・統合的対応体制の構築」の出発点であるという点で、大きな意義を持つ。これまで、メディアで取り上げられてきた知的財産に関する争点(模倣品など)について、個々の省庁を中心とした断片的な検討だけでは、適時対応には限界があるという指摘が相次いでいた。これを受け、知財委は、①(第 1

段階)現場密着型の専門家懇談会の開催、②(第2段階)「知識財産委員会イシューレポート」の発行・配布、③(第3段階)事案ごとのオーダーメイド型政策アジェンダ化へとつながる業務体制を構築する予定だ。

知識財産戦略企画団のイ・チュンム団長は、「韓国製品の国際的な地位が高まるにつれ、模倣品による韓国企業の被害も拡大している」とし、「今回の懇談会で議論された結果は、知識財産委員会のイシューレポートとして発刊し、客観的な診断と政策の方向性を迅速に公論化し、事案の波及力に応じて政府全体の総合対策を策定するなど、その後の政策課題化へと連携していく計画だ」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1]韓国知識財産処、子ども向け知的財産体験施設を開設

韓国知識財産処(2026.5.14.)

- キッザニアに特許審判院が開設、意匠権の模擬審判体験を実施 -
- 子どもたちの知的財産の重要性に対する認識が高まることが期待される

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、子ども向け職業体験テーマパーク「キッザニア・ソウル」(ソウル市松坡区)に特許審判院の体験施設を開設し、体験型の知的財産教育プログラムを実施すると発表した。子どもたちは、架空のデザイン権(意匠権)審判事例を体験しながら、知的財産権の意味と重要性を分かりやすく学ぶことができる。デザイン紛争は、子どもたちも頻繁に目にする日用品やキャラクターなどをめぐって頻繁に発生しており、今回の参加型アクティビティは、難しそうに見える知的財産を容易に理解するための出発点となることが期待される。

事例は、公益弁理士の助けを借りて意匠権侵害に対応し、正当な権利を取り戻すという内容で、子どもたちに馴染み深い文房具店、キャラクターカード、ファン主導のグッズなどで構成されている。参加する子どもたちは、異なるデザインを比較し、デザインの公開時期を確認する意匠権模擬審判を行いながら、知的財産権の意味、特許審判の手続き、公益弁理士の役割などを自然に学ぶことができる。

キッザニア特許審判院は、知的財産紛争や特許審判というやや馴染みの薄いテーマを、子どもたちの目線に合わせた参加型活動として展開することで、知的財産権の価値を自然に伝える狙いがある。また、韓国知識財産処は、地域の児童福祉施設の子どもたちを招待して、知的財産体験の機会を提供するなど、地域社会との連携強化も推進する計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「自分が思いついた斬新なアイデアのような知識を財産にする方法が、まさに知的財産だ」とし、「多くの子どもたちがキッザニア特許審判院で、知的財産の意味と価値を知ってくれることを願っている」と述べた。

その他一般

5-1 特許審査もタイミングが重要。便利になった審査猶予制度をぜひ活用してみてください

韓国知識財産処(2026.5.11.)

- 事業のスケジュールに合わせて延期していた特許審査の時期を、自由に変更可能(5月14日～) -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月14日(木)から、事業化の時期に合わせて一般審査よりも遅れて審査を受けるよう申請していた特許審査の時期を、出願人の必要に応じていつでも変更できるようにすることを主な内容とする改正特許・実用新案法施行規則が施行されると発表した。

〈 改正事項:特許審査の猶予時期をいつでも変更(または取り下げ)できるように改善 〉

特許審査は、製品発売に合わせて適切に権利範囲を設定することが重要な場合も多い。韓国知識財産処は、特許審査時期を先送りする審査猶予制度を2008年から施行している。出願人が審査猶予を申請すれば、製品発売時期などに合わせて出願後最大5年まで審査時期を遅らせることができるという利点があり、着実に利用*されてきた。

* (2023) 1,367 件 → (2024) 2,110 件 → (2025) 2,716 件

しかし、従来制度では、審査猶予を申請してから2ヶ月が経過すると猶予審査時期を変更できなくなるため、審査猶予の申請が負担になるという意見が多かった。特許審査の時期を早めた

り遅らせたりしなければならぬ状況が発生しても、審査時期を変更できないことから審査猶予制度を活用しにくいというのだ。

今回の改正により、審査官が審査に着手する前であれば、いつでも申請した猶予審査時期を早めたり遅らせたりすることができ、審査猶予そのものを取り下げることが可能になる。

韓国知識財産処のヤン・ジェソク特許審査企画局長は、「今回の改正は、審査猶予制度をより便利に改善してほしいという特許利用者の声を反映した措置だ」とし、「審査猶予制度の利便性が向上したことで、今後、特許利用者が審査猶予制度をより多く活用できるようになると期待される」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム